

第8回総会 議事録

総会開会時刻 令和6年2月27日（火曜日）午後1時30分

総会開会場所 保健センター2階 多目的室

(農業委員の出席)

| | | | |
|------------|------------|-------------|------------|
| 1 番 一柳 泰徳 | 3 番 西良 利彦 | 4 番 前原 良行 | 5 番 金西 章 |
| 6 番 原 美智子 | 7 番 島田 正明 | 8 番 豊田 泉朱 | 9 番 樋富 美行 |
| 10 番 山越 典子 | 11 番 賀出 勝也 | 14 番 川瀬 益栄 | 15 番 舩越 康博 |
| 16 番 井村 美江 | 17 番 森 博之 | 18 番 村岡 宇都美 | 19 番 青木 正廣 |

(農業委員の欠席者)

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 2 番 朝日 貴光 | 12 番 増井 道宏 | 13 番 服部 雅基 |
|-----------|------------|------------|

(農地利用最適化推進委員の出席)

| | | | |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1 区 桑村 善彦 | 3 区 松本 雅史 | 3 区 中西 信之 | 4 区 柳生 敬治 |
| 5 区 宮田 芳和 | 5 区 塚井 威史 | 6 区 市山 賢光 | 6 区 雲井 正博 |
| 7 区 森吉 憲三 | 7 区 徳山 守 | 8 区 手塚 博 | 9 区 岡崎 勢一 |
| 10 区 宮城 仁 | 10 区 里村 雅博 | | |

(農地利用最適化推進委員の欠席者)

| | |
|-----------|-----------|
| 2 区 前島 義夫 | 9 区 吉積 幸二 |
|-----------|-----------|

(出席者) 局長 横山 篤 次長 水口 理恵 書記 武田 嗣未

議案

- 議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」
- 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」
- 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」
- 議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」

議案外

- 報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について」
- 報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議後の事業計画変更承認申請の取下願について」
- 報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」
- 報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」
- 報告第5号「農地移動適正化斡旋の取下について」

その他

- 令和5年度 農地の賃借料情報の提供の報告について

総会開始 午後1時30分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会 第8回総会を開催いたします。

議事に入る前に議事録署名者に、9番樋富美行委員、18番村岡宇都美委員をご指名いたします。よろしくお願いいたします。

なお、2番朝日委員、12番増井委員、13番服部委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

今月の案件につきましても、営農型太陽光発電設備に係る区分地上権の設定がございます。恐れ入りますが、整理番号7番及び8番につきましては、先月までと同様に、関連する5条等の議案と併せて説明させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議長（青木会長）

事務局から、提案がございましたので、整理番号7番及び8番につきましては、後ほど関連する案件の審議の際に、一括審議といたします。

それでは、整理番号7番及び8番の2件を除く「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（次長）

ありがとうございます。

それでは、議案書の2ページをお開きください。議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、申請件数は、全部で8件、13筆ですが、整理番号7番及び8番の2件、2筆につきましては、ここでの説明は省かせていただきます。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

続けて、3ページをお願いいたします。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、耕作面積、通作距離、申請受付日、受付番号を朗読

なお、整理番号1番及び2番は関連する案件となりますので、こちらの案件も一括審議とさせていただきます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番及び2番については一括審議といたします。

なお、議事に入る前に、整理番号1番及び2番の案件は、『農業委員会等に関する法律第31条』の規定により、15番舩越委員が利害関係者となりますので、退席を求めます。

(船越委員、退席)

議長 (青木会長)

それでは、整理番号1番及び2番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局 (次長)

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番及び2番は、交換による所有権移転の申請となります。

申請地は、整理番号1番が田1筆、面積917㎡、整理番号2番が、田1筆、面積1,275㎡です。

この度、整理番号1番の農地と整理番号2番の農地を相互に交換するということで、話がまとまったため、農地法第3条許可申請が提出されました。

整理番号1番の申請地は、1番の譲受人の自宅のすぐ横にあり、利便性が大変良く、また、整理番号2番は、県道沿いで圃場整備事業実施済みの耕作しやすい農地ということです。なお、申請地の面積は多少違いがありますが、申請者同士で納得しているということです。

申請者、双方とも、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長 (青木会長)

担当は船越委員さんですが、ご本人が関わる案件となるため、公正を期すため、近隣の担当委員である川瀬委員さんをご指名させていただきたいと思います。川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

はい。坂野の川瀬です。現地確認に行つてまいりました。双方の田を交換ということで、話し合いができておりまして、何も問題ありませんので、ご審議のほど宜しくお願いいたします。

議長 (青木会長)

それでは、整理番号1番及び2番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長 (青木会長)

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番及び2番は、原案どおり可決と認めます。それでは、利害関係者の復席を求めます。

(船越委員、復席)

議長 (青木会長)

引き続き、整理番号3番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号3番、田4筆、合計面積2,735㎡、あっせんによる所有権移転の申請です。

この案件は、令和5年2月開催の第32回総会において、吉積委員と岡崎委員の両委員が幹旋委員となり、あっせん対象者となる農業者の方に働きかけをしていただいたものです。

このたび、幹旋申請者である譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の舩越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 舩越委員

坂野の舩越です。この田は譲受人の息子さんも認定農業者となり、事業拡大を図っていくというのを聞いていたので、別に何も問題がないと思います。宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号3番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号3番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、整理番号4番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号4番、畑1筆、面積139㎡、あっせんによる所有権移転の申請です。

この案件につきましても、令和5年2月開催の第32回総会において、吉積委員と岡崎委員の両委員が幹旋委員となり、あっせん対象者となる農業者の方に働きかけをしていただいたものです。

このたび、幹旋申請者である譲渡人と譲受人との間で売買の話がまとまり、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の舩越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

船越です。譲受人の田んぼが、譲渡人の田んぼの隣りにあって、今まで耕作していたのを話がまとまって、一枚にして、両方耕作するというので、話がまとまりましたので、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号4番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。
異議がないようですので、整理番号4番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号5番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。
整理番号5番、田2筆、合計面積3,121㎡、労力不足による所有権移転の申請です。
申請地2筆は、整理番号3番及び4番同様、令和5年2月開催の第32回総会にて、あっせん委員を指名し、あっせんを開始しておりましたが、あっせん対象者とはなかなか話がまとまらず、この度、あっせん対象者以外の方と条件等が折り合い、話がまとまったとのこと。なお、17ページの報告第5号にございますが、本申請に先立ち、申請地のあっせん申し出は取下書が提出されております。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の船越委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

15番 船越委員

船越です。この田は譲受人の方が水田を探していたので、同じ圃場整備内で、田んぼも所有しているということで売買の話がまとまったということです。別に何ら問題はないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号5番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号5番は、原案どおり可決と認めます。
引き続き、整理番号6番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号6番、田2筆、合計面積1,358㎡、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、県外在住の兄が所有しておりましたが、耕作は地元に住んでいる弟がしていたということです。今後も兄が地元に戻ることはないため、所有権を実態と合わせるということで、兄弟間で話がまとまったため、この度の農地法第3条の許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、担当の増井委員は、本日欠席ということでご連絡を頂いておりますが、委員からは、この件については特に問題はないと伺っております。

以上でございます。

議長（青木会長）

それでは、整理番号6番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号6番は、原案どおり可決と認めます。

それでは、整理番号7番及び8番の2件は、議案第3号の際に一括審議といたしますので、以上で議案第1号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（局長）

議案書の4ページをお開きください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請審議について」、申請件数は1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

議長（青木会長）

整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番、田2筆、合計転用面積671.49㎡、転用目的は住宅用地でございます。

申請者は、〇〇在住で、平成16年に申請地を相続いたしました。現在、耕作の為に通っていますが、だんだん高齢となり、移動しての耕作が難しくなってきたことから、申請地に住居を移して耕作を継続することを計画し、この度の4条申請に至りました。

申請地は、〇〇駅より約1kmの位置にあり、市街化調整区域内の農業振興地域内にある農地ですが、既に除外が行われており現在は白地です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地ということで2種農地と判断されます。

なお、この申請地には農業用倉庫が建っていたため、始末書が提出されています。

転用を行うために必要な資力については、金融機関の残高証明書が添付されています。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、周囲の農地とは紐コンで仕切られていることから土砂等の流出はございません。また、万が一被害が生じた場合には転用者が速やかに対処するとのことでした。

排水等については合併浄化槽を介して隣接する水路に排水することを、水路を管理する〇〇土地改良区より承諾書が提出されており、同じく〇〇土地改良区より転用についての意見書も提出されています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されるため、整理番号1番については、許可やむを得ないと考えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の原委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 原委員

新居見町の原です。2月の17日に、前原の中西委員さんと現地に行き、現地の土地とその土地に入る道もきれいに整理されているのを確認しました。許可申請どおりです。皆様のご審議宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

以上で議案第2号の審議を終了いたします。

引き続き、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」に移ります。先ほど、ご了承いただいたとおり、議案第1号の関連する案件との一括審議といたします。事務局は、審議内容について、順番に説明をお願いします。

事務局（局長）

まずは、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、整理番号7番及び8番、申請件数2件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

続きまして、議案書の5ページをお開きください。

議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、申請件数は2件、2筆です。申請地は、先ほどの3条と同じ地番になります。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号を朗読

まず、3条の整理番号7番と、5条の整理番号1番が関連する内容となりますので、併せてご説明させていただきます。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号の整理番号の7番及び議案第3号の整理番号1番について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

まずは、3条からご説明いたします。整理番号7番は田1筆、面積3,943㎡で、営農型太陽光発電施設を設置するため、区分地上権を設定するものです。区分地上権とは、地下又は空間に上下の範囲を定めて、工作物を所有するために設定する権利で、工作物とは、太陽光発電設備施設ということになります。

今回の案件は、令和2年8月27日の第2回総会にてご審議いただき、令和3年3月11日に許可が下りておりまして、3年間の期間が終了するため、営農型太陽光発電施設を継続してもいかという更新の案件となります。

営農型太陽光発電施設に係る案件につきましては、ここ数か月、更新の審議が続きましたので、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

農地所有者の方が、営農型太陽光発電施設の設置者と異なる場合は、5条許可申請と同時に3条を申請し、区分地上権を設定する必要があることから、今回の申請が提出されました。

この区分地上権の設定の許可基準としては、耕作する要件を満たす必要はないのですが、許可基準が2つございまして、1つ目は、権利が設定される農地及びその周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないこと、2つ目は、当該農地をその目的に供する行為の妨げになる権利を有する者の同意を得ていること、でございます。

この2つのうち、営農条件に支障を生ずるおそれがあるかについては、5条の一時転用許可の判断の際に確認することとなっておりますが、造成等は行われておらず、転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと思われまます。次に、賃借人等の権利者の同意の有無についてですが、申請地は、所有者より、利用権にて農地を借り受けている賃借人がおりますが、同意を得ているということを確認しておりますので、3条許可にあたって問題はないと思われまます。

なお、3条許可は、5条の一時転用の許可に併せて行うものとされておりますので、許可日も期間も5条の許可が下りてから、5条の許可内容に併せて行うこととなります。

それでは、次に5条について、ご説明いたします。申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用であります

賃借人は営農型太陽光発電を手掛ける〇〇、賃貸人は〇〇在住の〇〇でございます。また、下部農地の耕作者は農地所有者、〇〇より耕作における利用権の設定を受けた〇〇です。

この申請は、先ほどもご説明したとおり、令和2年8月27日の第2回総会にてご審議いただき、令和3年3月11日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けています。

この度、3年の期限を迎えることから、再度の一時転用の5条許可申請が提出されました。

申請地は田1筆、3,943㎡の内5,82㎡。小松島市立〇〇小学校より東へ約1kmに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求め、問題ないとの回答を得ております。

太陽光発電設備下部での作付け品目は、榊です。申請は令和2年8月でしたが、当時、営農型太陽光発電施設の一時転用には審議に時間がかかったことから、許可は令和3年3月となり、パネル設置等設備の設置工事の竣工が遅れたことから、1年目に行うはずの苗木の定植が、2年目になってしまいました。当初は、水田地でも十分に生育するとの判断でしたが、榊を露地で栽培する際には土壌改良が必要と判明しました。知見を有する者である〇〇と相談した結果、ポット栽培へとしたところ、現在は順調に育成しています。

榊は定植より5年程度期間を必要とすることから、令和6年度の収穫の計画はありませんが、横に枝葉が伸びてきた場合、〇〇と確認したうえで剪定し出荷することとし、6年目に当たる令和7年度には地域単収の86.9%にあたる、玉串840本、規格外品2,520本、計3,360本の収穫を見込んでいます。

周辺農地への影響については造成等が行われていないことまた、転用終了後の原状回復計画書が添付されていることから問題はないと考えます。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号1番については許可やむを得ないと考えます。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議長（青木会長）

担当の川瀬委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

個人の農地パトロールでもいつも回っているところなのですが、営農型太陽光発電施設の更新ということで、太陽光の下にはポットに植えた榊がたくさん置いてあります。そして、その下は草の処理というか、敷物を敷いて草が生えないような状態になってきれいにしてあります。ただいまご説明のとおりですので、何も問題はないと思いますので、ご審議を宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号の整理番号7番及び議案第3号の整理番号1番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号7番及び議案第3号の整理番号1番は、原案どおり可決と認めます。

引き続き、次の案件について、事務局から審議内容を説明してください。

事務局（局長）

続きまして、3条の整理番号8番と、5条の整理番号2番、また議案外の報告になりますが、報告第1号から第3号につきましても、関連する内容となりますので、こちらも併せてご説明させていただきます。

こちらの関連する事案は、〇〇における申請地、〇〇における営農型太陽光発電施設に関することでございます。

〇〇につきましては、先月の総会で、3条、5条、事業計画の変更でご審議いただいたのですが、今月もお諮りすることとなった経緯について、はじめに、ご説明させていただきたいと思っております。

令和3年3月25日に〇〇と〇〇の2か所、営農型太陽光発電施設の一時転用として許可されました。許可条件としまして、太陽光発電施設は電気設備であることから、周囲をフェンスで囲うことも明記されており、転用面積も太陽光パネルを支える支柱部分とフェンスを支える部分を合わせた面積となっていました。

しかし、〇〇はフェンスを設置していなかったことから、この度の更新に合わせて『農地法第5条許可後の事業計画の変更申請』を提出してきました。フェンスを設置しなかった理由として、パネル設置工事を行っていた際、隣接する農地の耕作者がフェンスを設置すると農作業がやりにくくなるなどのことから設置しなかったとのことです。事務局といたしましても、フェンスを設置しなくてもよい要件に合致すると考え、先月の総会にてフェンスなしでの転用面積にてご審議いただきました。

このことを許可権者である徳島県農林水産政策課へ伝えたところ、〇〇については低圧の電圧であることから、経済産業省所管の四国経済産業局と協議をすればこの理由にてフェンスを設置しないことも可能であるが、〇〇においては高圧の電圧であることから、フェンスの設置は必須とのことでした。

そのことから、〇〇については、3月中にもフェンスを設置することとなりました。

これを受け、先月ご審議いただいた議案は転用面積が異なることから、その議案を取下げ、今月再度ご審議いただくこととなりました。また、5条申請を取り下げた後、再度申請となったことから、それに伴って3条の区分地上権につきましても、取下げを行ったうえで、再度申請となりました。

このことから、議案第1号の整理番号8番、議案第3号の整理番号2番、報告第1号、報告第2号、報告第3号が〇〇に関する議案及び報告となります。議案と報告が前後することから、議案書がわかりにくくなってしまい申し訳ございませんが、よろしくお願いたします。

それでは、内容の説明に移ります。

議案第1号の整理番号8番は、農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、議案第3号の整理番号2番は農地法第5条の規定による許可申請審議についてですが、併せてご説明させていただきます。また、この議案に伴い、それぞれ取下願が提出されています。これは、報告第1号から第3号にてご説明いたします。

申請内容は、営農型太陽光発電施設の一時転用の更新であります。

借人は、営農型太陽光発電を手掛ける〇〇で、貸人は、〇〇でございます。また、下部農地の耕作は農地の所有者である貸人の〇〇が行います。

この申請は、令和3年3月25日に農地転用の不許可の例外規定である一時的な利用に該当し、3年間の期限で営農型太陽光発電設備の一時転用で県より許可を受けています。

この度、3年の期限を迎えることから、再度の一時転用の5条許可申請が提出されました。

また、先月の第7回総会において、農地法第5条許可後の事業計画の変更申請をご審議いただきました。これは、当初の計画では周囲にフェンスを設置することとしておりましたが、申請地が、近隣農地の収穫作業の妨げになることから、四国経済産業局と協議の上、設置しなかったという経緯がございます。このことから、〇〇においては0.495㎡から0.399㎡、〇〇は5.728㎡から5.525㎡の事業計画の変更でございました。

しかし、〇〇での太陽光発電施設については高圧の電圧による施設であることから、フェンスの設置は必須との指摘が県からあり、フェンスを設置することとなったことから、転用面積は、当初申請時から変更することがなくなりました。このことから第7回総会での審議は、フェンスの部分を転用面積に算入していたことからこの申請を取り下げ、再度お諮りするものでございます。

なお、この変更は作付け等を行っている場所でないことから、営農型発電施設の下部の農地面積に変更はなく、また偏光率も変わりはありません。

それでは、議案第3号の整理番号2番、農地法第5条の規定による許可申請審議についてご説明いたします。

申請内容につきましては、転用面積以外は第7回総会と同じであり、説明が重複いたしますのでご了承ください。

整理番号2番の申請地は、〇〇より東へ約750mに位置する市街化調整区域の農用地区域内農地です。

農地区分は、農用地区域内農地にあるおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、営農型太陽光発電の場合は基準等を満たす場合には設置が可能となっています。

また、農用地区域内農地であることから市農林水産課に農業振興地域整備計画への支障について意見を求めたところ問題ないとの回答を得ております。なお、意見を求めた際、転用面積が記載されていたことから、改めて意見を頂いた次第でございます。

営農状況については、農作物の状況報告書によりますと、令和3年度にはパネルの設置が完了した8月までの間は除草のみでありましたが、その後、耕運や元肥を行い、10月には最初の植付けを開始し追肥をしつつ12月まで植付け作業を行ったことで、令和3年度中の収穫はありませんでした。

令和4年度には草刈りや追肥を行い、5月20日に初めて刈り取りを行い20kgの収穫がありました。その後、10月までの間に9回の刈り取りを行い計120kgの収穫となりました。しかし、品質が不良でありまた地域での平均的な収量の8割を収穫しなければならないことから設置基準を満たしてはいません。今後は補植や施肥を行うことで収量の増加を図ることとしています。

以上のことから、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されることから整理番号2番については許可やむを得ないと思われま。

また、この案件につきましては、農用地区域内農地の転用であることから徳島県農業会議への諮問案件であることを申し添えます。

それから、議案第1号の整理番号8番、農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、内容につきましては、第7回総会と変更がないのですが、農地法第5条の許可申請と併せて申請する性格のため、5条が取下げとなったことに伴い、3条も取下げ、改めて申請したものでございます。内容は、先月とまったく同じとなりますので、説明は割愛させていただきますが、先月ご説明させていただいたとおり、3条の許可基準に照らして、問題はないものと考えております。なお、3条の許可日や許可の期間は、5条許可に併せることとなります。以上でございます。

議長（青木会長）

事務局から、先月の事業計画の変更が認められないということで、それぞれ関連の申請が手続きし直しになり、当初の許可の転用面積でいくとの説明がありました。担当の川瀬委員さん、何か補足するような事項があればお願いいたします。

14番 川瀬委員

ただいま説明していただいたとおりで、何も問題はないと思いますので、宜しくお願いいたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号の整理番号8番及び議案第3号の整理番号2番の審議に入ります。
何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第1号の整理番号8番及び議案第3号の整理番号2番は、原案どおり可決と認めます。

以上で営農型太陽光発電施設に係る一括審議を終了いたします。

引き続き、議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号「農用地利用集積計画案審議について」、申請件数は37件、71筆です。

◆議案書にそって、権利の種類、設定等する者、設定等を受ける者、設定等をする農用地を朗読

それでは、審議内容について、ご説明いたします。

今回、利用権設定の申し出のあった農地については、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める各要件を満たしていると考えます。

要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合すること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

7ページからの一覧表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第4号の審議に入ります。

何かご質問、ご異議はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

異議がないようですので、議案第4号については、可決と認めます。

以上で、議案第4号を終了いたします。

以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは、引き続き議案外に移ります。

報告第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議後の事業計画変更承認申請の取下願について

報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第5号 農地移動適正化幹旋の取下について

議案外について事務局より報告をお願いします。

事務局（次長）

それでは、議案書の13ページをお開きください。

報告第1号から第3号は、先ほど、営農型太陽光発電施設の一括審議の中で、併せて説明させていただいておりますので、報告も併せて説明させていただきます。まず、報告第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の取下願について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

続きまして、議案書の14ページをお開きください。

報告第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議後の事業計画変更承認申請の取下願について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

続きまして、議案書の15ページをお開きください。

報告第3号「農地法第5条の規定による許可申請の取下願について」、届出件数1件、1筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申請受付日、受付番号、取下申請受付日、受付番号を朗読

報告第1号から第3号につきましては、議案第1号の整理番号8番及び議案第3号の整理番号2番を再度ご審議いただくにあたり、1月にご承認いただいた3条申請に係る議案第1号の整理番号3番、5条申請に係る議案第2号の整理番号3番、事業計画変更に係る議案第3号の整理番号2番を取り下げるものでございます。なお、報告第1号の3条許可申請は、総会承認後、速やかに許可されますが、営農型太陽光発電施設に係る区分地上権の設定でございましたので、5条許可に併せて許可をするということで、1月総会後も許可が保留となっておりましたので、許可の取消ではなく、取下という形で受理しております。

事務局（次長）

続きまして、議案書の16ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、届出件数2件、8筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、賃貸人、賃借人、申請内容、通知受付日、受付番号を朗読

賃貸人、賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類として、農地法第18条第6項の規定による通知書および合意解約書に双方の署名がされ、提出されております。

事務局（次長）

17ページをお願いいたします。

報告第5号「農地移動適正化斡旋の取下について」、届出件数1件、2筆です。

◆議案書にそって、所在地、地目、面積、申請者、申請内容、申出日、受付番号、取下届受付日、受付番号、取下通知日、受理番号を朗読

こちらの案件に関しましては、議案第1号の整理番号5番の案件の提出にあたり、あっせんの取下書が提出されました。約1年前のあっせん開始から、各担当委員に、あっせん候補者となれる方に対し、働きかけを行っていただきましたが、なかなか話がまとまりませんでした。この度、あっせんの対象者以外の方との間で、売買の話がまとまったということでございます。

提出書類を審査した結果、すべて完備しておりましたので、あっせん申出者には、取下通知を送付いたしました。

以上で議案外の報告を終わります。

議長（青木会長）

ただいま、事務局より議案外5件について報告がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。

引き続き、その他の案件に移ります。

先月の総会でご承認いただいた「令和5年度 農地の賃借料情報の提供について」、事務局より報告がありますので、説明をお願いします。

事務局（次長）

先月の総会で、その他の案件として、お諮りいたしました「令和5年度 農地の賃借料情報の提供について」でございますが、金額の計算誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

なお、先月、お配りした資料では、米1袋30kgを一等米5,800円で換算しておりましたが、〇〇に確認したところ、昨年は生育が悪く、二等米の割合が一番多かったとのことでしたので、計算誤りの訂正に併せて、米1袋30kgを二等米5,600円に換算し直して、再度計算をしております。

これらのことから、田の賃貸借について、基盤整備の平均が6,900円から6,800円、未整備の平均が5,900円から6,500円、全体の平均が7,600円から6,600円に変更となります。また、畑の賃貸借について、未整備が7,200円から7,100円に変更となります。不手際があり、大変申し訳ございませんでした。

来月発行の広報こまつしま3月号、市ホームページへの掲載につきましては、訂正後の金額を掲載させていただきますので、宜しくお願いいたします。

なお、今後の農地の賃借料情報の提供についてでございますが、先月、色々と貴重なご意見をいただきまして、事務局で、改めて、徳島県のマニュアルを確認したのですが、区分の決定やデータの収集など、概ね、県のマニュアルに添った形で公表させていただいております。今後、近隣の農業委員会の状況を調べたり、県に相談するなどして、もし、現在の手法を変更するようなことがございましたら、事前に総会で委員の皆さまのご意見をお伺いするようにさせていただきますと思います。

今後とも、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。

以上です。

議長（青木会長）

ただいま事務局より説明がありました。

何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長（青木会長）

ありがとうございます。

以上で、本日の審議はすべて終了いたします。

終了時刻 午後2時30分

会議録署名委員

9番 樋富 美行 委員

18番 村岡 宇都美 委員